

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能寄居線
供用開始の区間	日高市四本木二丁目一番八地先から 同市大字新堀字東原三三七番二地先ま で
供用開始の期日	平成三十年十二月二十二日 午後三時
備 考	平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十二 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長四九二・九八メー トル